

検討委員会からのお知らせ

- ・咬合調整（咬調）の、「イ 歯周炎に対する歯の削合」と「ロ 歯ぎしりに対する歯の削合」については、同一初診期間中いずれか1回の算定となります。
ただし、同一初診中でも6ヶ月を経過した日以降に再度の算定ができます。

- ・義歯破損により、1日目に口腔内で義歯床の破折を修理して同時にクラスプ作製のための印象を行い、2日目にクラスプをセットした場合は、1日目と2日目の2回義歯修理の算定が可能です。

※2日目にクラスプの算定のみで義歯修理の算定漏れが散見されますのでご注意ください。

(例) 「7 6 5 2 | 2 4 5 6 7 義歯破損」 「4 クラスプ破損」

1日目：義歯修理（直接法にて）＋クラスプ除去
＋義歯修理の印象・BT（クラスプ作製のため）

2日目：義歯修理＋クラスプ

- ・スキャンドネストカートリッジは、伝麻での使用は不可です。
- ・金属アレルギーの場合は、全ての大白歯にCAD/CAM冠を算定出来ますが、通常は補管を算定できる部位であっても補管の算定は不可です。
- ・抜歯により無歯顎になる場合であっても歯管と同様、実地指も抜歯病名のみで抜歯当月およびその翌月の算定が可となりました。この場合の歯科衛生業務記録へは抜歯窩の状況やその他必要な事項を記載して下さい。

・MT 病名のみで歯リハ 1 と義管の同月併算定はできません。ただし、新義歯に対する MT 病名と同部位を含む旧義歯に対する義歯フテキ・義歯破損等の病名記載があれば同月併算定が可能です。

(例 1) 同部位を含む旧義歯が無い場合：対顎の歯リハ 1 または新義歯の義管のいずれか

(先月 ⑤ 6 ⑦ 抜歯ケース) 【病名】 7 ↓ 7 義歯不適合 5 6 7 MT	歯リハ 1	義 管
	124 点	230 点
	104 点	190 点
	同月併算定不可 (いずれか一方のみ)	

(例 2) 同部位を含む旧義歯がある場合：歯リハ 1 → 義管の同月併算定可

(ただし、義管のみ新義歯が少数歯欠損のため低い方の点数となります)

(当月 5 抜歯ケース) 【病名】 7 ↓ 7 義歯不適合 6 7 5 6 7 MT 5 P 3	歯リハ 1	義 管
	124 点	230 点
	104 点	190 点
	同月併算定可 (下顎に新旧病名必要)	

・充形・修形と同日に行った歯の破折片除去 30 点に対する浸麻薬剤料は可となりますが、充形・修形と同日に行った Hys 処置に対する浸麻薬剤料の算定は不可となります。